

令和6年5月1日
国立大洲青少年交流の家

令和6年度の利用に係るよくある質問について

1. 施設使用料金の減免について（要保護、準要保護世帯利用）

学校団体の利用において、要保護・準要保護世帯利用であれば、当施設の研修に係る費用に対して、自治体から公的支援（金銭的な支援）を受けていても減免対象となります。

※施設使用料（子供料金）の減免額は、通常 600 円/泊→300 円/泊です。

※利用にあたっては、事前に「施設使用料金に係る一部免除申請書」の提出が必要です。

2. キャンプセンターの施設使用料について

宿泊棟利用時に比べ、キャンプセンター利用時には施設使用料金が安価になりますので、利用のたびき（P20）にて、事前にご確認ください。

3. 炊きあげご飯の依頼について

1人あたり50円の追加料金は必要になりますが、レストランに依頼することができます。炊きあげにより時間短縮につながりますが、レストランでの受け取りから炊事場までの運搬は、団体様でしていただきますので、事前計画の参考にしてください。

4. 令和6年度からの様式の変更について

各種提出書類について、令和6年度から変更されていますので、大洲交流の家ホームページ上のダウンロードページにあります、最新の様式を使用いただき、ご提出ください。

なお、すでにご提出いただいている団体様は、再提出いただく必要はありませんが、過去の「教材申込書」を使用し作成している場合は、料金も異なっておりますので、ご注意ください。現在、ホームページに掲載されている最新の「教材申込書」で作成し、ご提出ください。